

## 国、平成30年度住宅局関係の予算概算要求について

## 重点施策のポイント

国土交通省は、平成30年度住宅局関係予算については、以下の分野における施策を中心に重点的に取り組むこととしています。

- ①既存住宅の質の向上と流通促進による住宅市場の活性化
- ②少子高齢化・人口減少に対応した住まい・まちづくり
- ③災害等に強い安全な暮らしの実現

## ④良質な住宅・建築物の整備

その際、新たな投資を促す誘発効果の高いもの、緊急性の高いもの、民間のノウハウを生かした既存ストックを有効活用するものについて重点的に支援し、限られた予算の中で最大限の効果の発現を図るとしています。

<続く>

(国 予算概算要求概要より抜粋)

## なるほど家づくりコラム⑩ = 家具は部屋のサイズを考えて =

今回は、家具についての話です。家具と言ってもタンスからドレッサー、ベッド、テーブル、ソファ、イスなどいろいろあります。

選ぶ際にはデザイン、色合いなど好みや価格などを考慮することはもちろんですが、一番はお住まいになる家、部屋のサイズを考えるのが大切です。住居が持ち家なのか、あるいは借家、アパートなのかによっても、商品選びの基準が変わってきます。

よく耳にするのが「家具をそろえたが、デザインや色が部屋に合わなかった」「備え付けの収納家具とダブった」などといった声です。

失敗を防ぐには事前に家具センターなどに見学を訪れて、実際に目で確かめたり、相談されることをお勧めします。

予算、住居の間取りを持参されると、より具体的なアドバイスを受けることが出来るでしょう。

## 建築確認申請時には、防災マップ等の活用を =お願い=

宮崎県内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下「レッドゾーン」と言います。）があります。

レッドゾーンとは、土砂災害（1.急傾斜地の崩壊、2.地すべり、3.土石流）が発生した場合には建築物が損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。

レッドゾーン内では、一定の開発行為の制限がかかるほか、居室を有する建築物については建築基準法施行令第80条の3に基づき、土砂災害の自然現象による衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いる等の構造規制がかかるため、建築計画に大きな影響を及ぼします。

そのため、**建築確認申請書を提出される際には、計画建築物がレッドゾーンにかかっているか否かを必ずご確認**していただきますよう、お願いいたします。

(県ホームページに土砂災害警戒区域等マップが掲載) → <http://www.sabomap.jp/miyazaki/>

## 友の会会員からのお知らせ

## ■「住宅省エネルギー 技術講習会」 CPD 認定講習会

平成32年までの新築住宅省エネルギー基準への適合化に向けて、平成29年4月1日建築物省エネ法が改正され、「省エネ基準」の適合義務・適合判定などについて規制措置がこうじられることとなりました。

- ・日時：施工者向け講習会 8:30~12:25 11/19(宮崎会場) 12/17(都城会場) 1/14(延岡会場)
- 設計・施工者向け講習会 13:00~17:25 11/19(宮崎会場) 12/17(都城会場) 1/14(延岡会場)
- ・対象者：建築施工技術者、設計者、建材店などの従事者
- ・受講料：1000円
- ・問合せ：(一社)宮崎県建築業協会 TEL0985-27-5854